

## 国史跡武蔵国府跡（御殿地地区）保存、整備及び活用基本計画策定検討協議会設置要綱

### （目的）

第1 この要綱は、国史跡武蔵国府跡（御殿地地区）の保存、整備及び活用基本計画策定に関する指導と検討を行うため、国史跡武蔵国府跡（御殿地地区）保存、整備及び活用基本計画策定検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （検討事項）

第2 協議会は、次の事項について検討する。

- (1) 国史跡武蔵国府跡（御殿地地区）の保存、整備及び活用基本計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な関連事項

### （構成）

第3 協議会は、府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が依頼する学識経験者等12名の委員をもって構成する。

### （任期）

第4 委員の任期は、平成24年9月から平成25年3月までとする。

### （会長等）

第5 協議会には、会長及び副会長各1名を置き、会長及び副会長は、委員の互選による。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

### （召集及び会議）

第6 協議会の会議は、会長が召集し、会長はその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### （作業部会の設置）

第7 会長は、会長が指名する者で構成する作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、協議会の運営を支援するため、会長が必要と認める事項について具体的な作業を行い、会長に報告するものとする。

### （指導助言者）

第8 協議会は、指導助言者を必要に応じて置くことができる。

- 2 指導助言者は、次の者のうちから充てる。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 文化庁文化財部記念物課職員      | 1名 |
| (2) 東京都教育庁地域教育支援部管理課職員 | 1名 |
| (3) 府中市郷土の森博物館学芸員      | 1名 |

### （庶務）

第9 協議会の事務は、府中市文化スポーツ部ふるさと文化財課において処理する。

### （雑則）

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成24年8月16日から施行する。